

「冤罪と誤判」 前坂俊之著 田畑書店

(1982年5月刊)

(このドキュメントは 1982年5月に「田畑書店」から出版したものです。

裁判員制度が 2009年5月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、死刑冤罪事件が多発していたのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な冤罪のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなっていますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。)

差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

3. 警察の科学捜査

見込み捜査と別件逮捕を生むのは悪しき自白偏重の体質である。それは戦前の自白中心の捜査の伝統が、今も警察の中で抜け切れず流れていることを示している。だが、むしろ、物的証拠にもとづいた科学捜査の必要性が強調されていることはいまでもない。昭和五十六年版『警察白書』をみても、捜査活動の重点に「科学捜査の推進」が大きくうたわれている。そして、この科学捜査のなかで、ポリグラフ検査はすでに定着しており、最近、大きくクローズアップされているのが、コンピュータ捜査と警察犬の活用である。

コンピュータ捜査では「指紋自動識別システム」の研究開発を進めており、多方面で利用している。一方、全国で約一六〇〇頭の警察犬が“鼻の捜査官”として犯人の追跡や物品選別に使われ、最近では覚せい剤捜査に麻薬犬を養成したり、過激派対策に警備犬を使うなどカを入れている。

こうした警察の科学捜査の推進は、適正な捜査を進め、冤罪の発生をすこしでも防ぐのに役立つだろうか。大いに関心を持つところだが、残念ながらそうとばかりはいえない。むしろ、科学捜査という美名のもとに、より巧妙なデッチあげ、冤罪の恐怖が隠されているのである。今後増えていくであろうこうした科学捜査の落とし穴にこそ、監視の日を注がねばならない。

1 コンピュータ捜査

深夜、あなたが徒歩で帰宅を急いでいる。パトカーが音もなく近づいてくる。職務質問。名前、生年月日、何の用事で、と警察官はしつこくたずねる。拒否するとめんどろだ、あなたは答える。警察官はパトカーから無線で本署の照会センターに送る。瞬時にして、照会センターの端末機が作動し、今度は警察庁のコンピュータから答が返ってくる。あなたが指名手配の被疑者か、家出人か、暴力団員か、それならば「ヒット」だ。

もし、いっさい職務質問を拒否するとどうなるか。それでも答ははじき出される。警察官は執拗にあなたを観察する。年齢は？ 顔は丸顔、額に黒いアザがある。鼻の形は？ 目は？ 警官が判断した部分的な情報が一括して照会される。コンピュータは何人かの該当者をはじき出して、回答してくる。あなたが指名手配されておれば「ヒット」だ。コンピュータに逮捕される。見事なコンピュータの勝利というわけだ。

警察が科学的捜査の完成と胸を張るこのコンピュータ捜査こそ、実は冤罪事件の終末図になる危険性が多分にある。

警察庁にコンピュータが導入されたのは一九六四年（昭 39）である。旅行犯の犯罪手口照合、カメラ、車両の盗品照合、運転者管理センターの業務、銃砲登録照合と着々と整備され、十年後の一九七九年十月から、「犯罪情報管理システム」がスタートした。

このシステムは、指名手配の照会、車両情報、犯歴の記録、家出人や暴力団員の情報もつぎつぎと追加され、即時処理方式になっている。照会があった場合には即時に現場に回答される仕組みである。迅速で科学的な捜査の見本というわけだ。

指名手配被疑者は次の事項がコンピュータに記憶されている。

① 氏名②異名、通称③生年月日④性別⑤本籍（国籍）⑥出生地⑦住所⑧職業⑨身長⑩身体特徴⑪犯歴登録番号⑫手配番号⑬手配年月日⑭手配種別⑮手配罪名⑯手配課署⑰記事

警察庁では、中型一台、大型四台、超大型二台の計七台のコンピュータが食欲にこれらの情報を飲み込んでいる。全国の警察の五五五台の端末機から、一日に指名手配一万五千件以上、車両で二万件の照会が殺到する。

警察庁のコンピュータに組み込まれた情報は、すでに天文学的な数字に達している。単純計算しても、国民三人のうち二人まではなんらかの情報が入っている勘定だ。

- 指名手配ファイル 二万件
- 犯罪経験ファイル 三八一万件
- 暴力団員ファイル 一六万件
- 家出人ファイル 九万件
- 運転免許台帳 三四〇〇万件
- 免許不適格事由台帳 三六〇〇万件
- 盗品車両、逃走車両等ファイル 二四〇万件

コンピュータは無慈悲である。前科者は永久にこのコンピュータに登録される。暴力団員も同じく永久登録である。前科を悔い真面目に更生しても、登録は消えない。一度、グレた少年も例外ではない。組員でない場合も、準備成員、不良少年として過去の汚点は登録され、消えない。コンピュータは黙って確実に見張っているのである。

暴力団員は全国に十一万人。コンピュータに入っている項目は指名手配被疑者のもののほかに、

- ①身体特徴一種別、部位、形状が三個まで。

- ②暴力団種別—博徒、テキ屋、青少年不良団その他の別等。
 - ③所属団体名—本人の所属団体名と系列最上部団体。
 - ④地位—首領、幹部、組員、準備成員。
 - ⑤収入源
 - ⑥個人カード保管県
- などである。

以上はいわば犯罪者の登録だが、これに警備公安関係のデータが処理されている。こちらの調査項目はさらにいちだんと詳細をきわめ、しかも秘密裏に着々と整備されている。

氏名、性別、生年月日、国籍、人種、本籍、住所、電話番号、職業、所属団体、地位、人相、身体特徴と風体、身長と体重、性格と習癖、素行、趣味と嗜好および特技、外国語能力、各種資格等、団体経歴、犯罪経歴、学歴、職歴、軍歴、海外関係、著述講演、不動産、預貯金その他動産、収入、貸借関係、前住所、両親兄弟姉妹の氏名、生年月日および続柄と住所、職業、主な親戚の氏名と生年月日および続柄と住所と職業、先妻や情婦の氏名、生年月日、続柄、交友関係の氏名、生年月日、および続柄と住所、職業、(非合法期における)アジト関係者だった者の氏名、生年月日および続柄と住所、職業、(非合法期における)レポ関係者だった者の氏名、生年月日および続柄と住所、職業、所有自動車の型式・ナンバー、指紋番号およびその所在、個人写真、戸籍謄本の有無およびその所在、履歴書の有無およびその所在、現住所付近の略図および写真の有無とその所在、面識者の氏名、容疑の有無およびその所在、筆跡の有無およびその所在、血液型ほか病歴など。

こうして、貯えられた膨大な情報量を背景にコンピュータ捜査は行われる。

指名手配照会の方法は、①氏名による照会、②身体特徴による照会、の二つあるが、ほとんどが氏名による照会である。

氏名による照会で、正確な氏名、生年月日がわからない時、本人が言わない時は、姓だけ、生年だけ、年齢や年齢幅でも照会できる。年齢で照会すると、コンピュータは自動的にその年齢を中心に、前後二年の幅をもって該当者を検索して回答する。

身体特徴による照会は、警察庁がその威力を最も期待しているものの一つだ。ただ身体特徴は氏名とくらべて漠然としているので、照会は身体特徴のほか、年齢、性別に必ず“土地カン”を追加しなくてはならない。

身体特徴も「穂別」「部位」「形状」の三つがコンピュータに登録されている。例えば右上博部にぼたんの花のイレズミがあった場合、種別は「イレズミ」部

位は「右上博部」形状は「ぼたんの花」という具合になる。

こうした照会にたいして、回答はどう出るのか。照会事項とコンピュータの登録内容が合致したかどうかによって、①ヒット（完全一致）、②ニアヒット（不完全一致）、③該当なし、の三種類になる。ヒットした場合は十七項目にわたる回答事項が照会センターのテレビブラウン管上に写し出され、パトカーに伝えられる。ニアヒットが出る場合は、氏名、性別は一致したが、生年月日や出生地が合致しない時など、いろいろなケースが含まれる。

こうしてお巡りさんではなく、コンピュータによって犯人は追い込まれる。「人をみたらドロボウと思え」「一度悪いことをした奴は必ずくり返す」—似た手口、似た人相風体の者をあさる。まさしく見込み捜査の典型を、コンピュータは瞬時に行うのである。

そして、このようなコンピュータ捜査の決定版がメッシュ（網の目）コントロールである。これこそコンピュータ捜査の終末図である。

一九八〇年（昭 55）二月九日付朝日新聞大阪版に「電算機駆使、網の目作戦」「府下を二万八五〇〇に分割管理、お手柄三件」の大きな記事が載った。

大阪府下全域（一八五八万平方キロ）を、二五〇メートル角の小地域（メッシュ）約二万八五〇〇区画に分け、その区画単位に地域特性や犯罪、事故のデータをコンピュータに入力しておき、必要に応じてとり出すという、メッシュコントロールの紹介だ。すでに東京では実施されており、大阪が二番目である。

費用はコンピュータのレンタル料が三カ月で五八〇万円など、年間二千五百余万円かかる。毎日、十四人の女性パンチャーが勤務、情報をインプットしている。

このメッシュコントロールは、小地域内で過去に起こった犯罪、被疑者、被害者や状況のすべて、交通事故の内容はもちろん、あらゆる警察情報が入力されている。一九七〇年頃の警過激派狩りの際のアパートローラー作戦と同じく、地域を小分けにした全住民の監視体制と違って間違いない。派出所や交番によって監視できなくなったのをコンピュータに肩代わりさせたものだ。

この記事を書いた編集委員は、「お手柄三件」として成功例を紹介している。「その一つは東署管内の窃盗犯人の検挙だ。同署はまず、試験実施段階に入った昨年十一月、事務所荒らしの発生状況について、コンピュータから必要なデータを引き出し、濃淡地図をつくった。その結果、発生件数の一番多いメッシュが谷町三丁目交差点を中心とする二百五十メートル四方の地域とわかった。さらに、時間、曜日別の発生状況を見ると、多発時間帯は午後十時～午前四時。多発曜日は、火、水、金曜日とわかった。

このため、これらの発生時間帯、曜日に重点的な張り込みを続けたうえ、昨年十一月三十日金曜日の午後十時四十分ごろ、ビルの新築工事現場付近で不審

な男を見つけた。職務質問をしたところ、その直前にビル三階の仮事務所に入り込んでズボンを盗んできたことを自供、窃盗の準現行犯で逮捕した」

この記事ではまったくふれていないが、このメッシュコントロールの中では、監視の目はドロボクや犯罪者ばかりに注がれているのではない。一般市民も、参考人、不審者という名目で、いつそこに組み込まれるかわからないのである。

次のような者が「不審者」にリストアップされることを知って、背筋が寒くない人はいない。

- ①職務質問を受けた時間、場所、職業、住所との関係等から、その場所にいることが不審な者。
- ②一定の職を有せず、昼間は部屋にいて、夕方外出する者。
- ③年齢不相応な派手な生活をしている者。
- ④巡回連絡カードを提出せず、住民登録もしていない者。
- ⑤ホステス、トルコ嬢等と同棲しており、職のない者。
- ⑥アパートの居住者と挨拶せず、付き合いがなく、一定の職もない者。

これらに該当するものはすべて不審者としてコンピュータに入れられる。アパートの居住者と挨拶する、しないとか、付き合いのあるなしは本人の自由意志であり、それは不審な人間かどうかとは次元の違う問題である。

ここに示された警察の考え方が、見込み捜査、別件逮捕、デッチあげとエスカレートしていく危険性を多分に感じさせるのである。

コンピュータは確かに無意志である。デッチあげをしようなどという意思を持っているはずはない。しかし、コンピュータに組み込まれる情報は警察官の手によって集められたものだ。それは正確無比でもないし、無色でもない。逆に、差別によって歪められた情報がインプットされていれば、冤罪を生む芽は十分にある。

コンピュータとわれわれの関係で、もうひとつ注意しなければならないのは次の点だ。

コンピュータによって、われわれは二重人格を強いられる。私自身と、コンピュータに登録されたデータとしての私である。コンピュータには私の他人には知られたくない秘密が詳細にデータとして組み込まれている。やっかいなのは、その内容に私が異議を申し立てることもできないし、修正させることもできないことだ。それは一つの独立した情報であり、私の意志と関係なく一人歩きする。それに、私は年をとり、思想も生活も変わっていくが、情報は私が死んでも生きつづけるのだ。

こうして、この情報、それも警察が一方的に調査したデータに私がしばられ、苦しめられることになる。コンピュータの情報が実際の人間を支配する構造、オーウェルの『一九八四年』的なデータ監獄、データの囚人とわれわれは化さ

ないだろうか。

正確。迅速。万能。無限。コンピュータへのこうした賛美、科学の粋という過度の期待が、コンピュータを信仰と崇拜の祭壇にまつり上げる。「コンピュータだから、絶対に間違わない」という神話。その神話はとりも直さず、コンピュータ捜査に絶対間違いはない「冤罪は起りえない」との神話を生む。これこそが実は新たな冤罪の多発の陥穽なのだ。

知り合いのベテランの巡査部長は、私にある時、いまいましそうな口調でこんな話をした。コンピュータに詰め込まれるデータがどんなものか、その内幕を示している。

「例えばやな、巡査が街を警らする。深夜にパトロールして、不審者を発見する。当然職務質問して確かめるわな。そこまでは当たり前や。ところが上司はその巡査に向かって“お前最近、一生懸命やっとなのか。ドロボウの一人ぐらい捕まえてこいや。いい情報をつかんでこい”と日頃から、ハッパをかけた。その巡査も一日二日は“何もありませんわ”とすませるが、三、四日もたつと、何か情報を上げなければとあせってくる。

たまたま、この巡査が夜間の警らで高校生を見かける。職質する。近くの県立高校生で身元もはっきりしている。ただ勉強に疲れて、深夜だが家の近くを散歩して、頭を冷やしていたことも、本人の話でわかる。何でもないわけや。しかし、不審者を期待していた巡査はガッカリする。今日も何もありませんでしたでは、と上司のこわい顔が浮かんでくるんや。仕方がないわ、この巡査は外勤報告書に、“不審な深夜徘徊の高校生を発見”として、この高校生の名前、住所、午前一時に徘徊していた事実を書く。ニセの報告書や。

この不審者カードはファイルされる。ちょうど、この付近で殺人事件が起きる。するとこのファイルがとり出され、不審者はすべて洗い出される。この高校生も当然、このリストの中に入れており、容疑者の一人としてマークされる。まったく不審でもないのにね」

この巡査部長はある殺人事件で、このようなテンブラ報告や不正確な情報にふり回され、二ヶ月以上も炎天下を足を棒にして捜査した疲労で倒れた。その苦い経験からの体験談である。

一九七九年（昭54）十月十五日、毎日新聞で「指紋似ていて犯人と誤認」「検察が無罪求刑、長野簡裁で即刻無罪判決」の記事が載った。ドロボウの犯行現場で採取した被害者の家族の指紋が逮捕者のものと酷似していたために誤認逮捕されたケースであり、検察が無罪を求刑したのである。

指紋という絶対唯一の確実な証拠でさえ、このように間違っ他人のものと誤認するケースが起りうるのである。コンピュータは記憶力、計算力、定型的な判断力に関しては、確かに素晴らしい能力を発揮する。しかし、コンピュ

ータは万能ではありえないし、大きな欠点も持っている。

「私はコンピュータは人にたとえると、非常に優秀ではあるが反面大きい欠点を持った、まことに個性の強い子供のような気がします。読み取り、聞き取りの力、あるいは表現力といった点からはまったくの発育不全というほかはありません」と、山口弘之警察庁刑事調査官は「捜査活動におけるコンピュータの利用」(『第一線』一九一号・一九二号)で、コンピュータを万能視することの危険を指摘している。山口調査官はコンピュータ捜査の結論として、「コンピュータは決して捜査そのものまで行うものではありません。人がこれまでに行っていた仕事の一部分を定型化して肩代りし、人でなければできない分野に人の力を集中させる役割を果たすにとどまります。捜査上の判断、決断、責任といったことはあくまで人に課せられたものとして残ります」と指摘している。

その肝心の警察官による捜査に、人権尊重精神が浸透していないとどうなるか。

偏見と差別に満ちた不正確な情報がいくら無数にコンピュータに詰め込まれても、犯人に到達することはできない。逆に、コンピュータを通したことで、それらがより科学的で誤りの少ない情報だという間違っただけの信仰や思いこみが、どうしても生まれてしまう。これがいちばんこわいことなのである。

科学的捜査の代表のように見られているポリグラフ検査(ウソ発見器)は、アメリカや西ドイツの裁判所では、客観的な信頼性に欠けているとして判例には採用されていない。ところがわが国では、このポリグラフ検査が、裁判所では証拠として採用されているのだ。狭山事件でも、ポリグラフ検査で反応がまったく出ていないのに、あたかも出たように被告を脅して、捜査官が自白を強要したことは、よく知られている。

「お前がウソを言っていることはポリグラフ検査で証明されたぞ」という脅迫がいつ、「お前がいくら否認しても、コンピュータの捜査によって、お前が犯人であると証明されたのだ。観念しろ」という言葉に変わるかも知れない。

こう言われた場合、「コンピュータは間違っている。僕は犯人ではない」といくら弁明しても、第三者は果たしてどちらを信用するだろうか。「コンピュータは間違わないし、犯人がウソを言って冤罪だと訴えているのだろう」と、コンピュータを無批判に信じる人が多いのではなかろうか。それだけに、いつそう恐ろしい冤罪地獄がコンピュータ捜査によってもたらされる心配があるのだ。

もっとも大切なのはコンピュータでも何でもなく、警察官一人ひとりの人権意識、何よりも人権を尊重して、慎重に注意深く捜査する基本的な心構えである。これこそを最優先しなければならない。

2. 警察犬の嗅覚

「警察犬の鼻はどこまで信用できるか」一京都地裁でのある裁判が関係者の注目を集めた。

「警察犬の鼻は人間の何千倍も嗅覚が鋭く信用できる」（検察側）

「犬は人間の顔色を察知するし、嗅覚の鋭さや信用性は科学的に証明されていない」（弁護側）

と対立したまま、約八年間にわたって蜿蜒と「警察犬の鼻」論争が続いたのである。検事、弁護士や裁判官が法廷で大真面目に警察犬の鼻の能力をめぐる応酬している図は微苦笑を誘う。が、笑いごとではすまされない。ここには現代裁判の深刻な断面がのぞいている。

警察犬による物品選別の特定が唯一の物的証拠で、それ以外には物証がない。こんなケースで、警察犬の鼻を全面的に信用して有罪にする裁判所が、最近、相次いでいるのである。

警察犬の鼻はそれほど信用性が高いのだろうか。確かに、ある面では警察犬の鼻が人間よりはるかに優れていることは事実である。高木貞敬『嗅覚の話』では、犬の一般的な嗅覚は人間の三千～六千倍といわれているが、ある種の嗅覚についての実験結果では、犬は人間よりも百万倍も弱いニオイを識別できたという。こうした犬の超能力的な嗅覚が、警察犬、麻薬犬、警備犬などの採用された理由である。

わが国では一九五六年（昭 31）に初めて警視庁警察犬訓練所が発足、警視庁管内では、翌年には十頭、一九六〇年に十五頭、一九七七年には二十三頭に警察犬が増やされ、現場鑑識や科学的捜査にどしどし利用されている。この間、一九七三年（昭 48）には警察庁は「警察犬運用要綱」を制定し、嗅覚訓練の実施を各府県警に通達し、本腰を入れて警察犬の犯罪捜査の導入をはかっている。

犯罪捜査では、犬の強力な嗅覚を利用した「足跡追及」「物品選別」「地域捜査」などに利用されている。警察庁では、過激派による内ゲバや成田闘争などの公安警備事件はもちろん、窃盗その他の事件にも警察犬を大いに利用する傾向が強まっている。これまでの初期捜査の足跡追及や犯人追跡からエスカレートし、証拠が少なく、あるいは否認する事件の場合は決め手に警察犬の物品選別を推奨しているのである。

警察犬の訓練を行っている竹本昌生氏（ライトマン京都警察犬訓練所長）は「物品選別訓練」（『犬の訓練百科』）のなかで次のように書いている。

「犯行現場において遺留品があった場合にそれをその場でポリ袋に完全密封し、臭気の発散と変化をできるだけ防ぎ、でき得れば、同時に無臭の白布を一緒に入れて移行臭を作るようにします。……移行させた同一臭を日頃練習する白布によって臭気判別する方が、はるかに安定した集中能力が発揮できる結果が続

計的に出ています。従って、遺留品と容疑者を結びつけるただ一つのは臭気であり、これは指紋と同様におのおのの人間の総てが異なった臭気を持っており、これは一卵性双性児についても同様です。

最近、特に犯人と遺留品を結びつけるただ一つの役割と重要性を持つ、科学的捜査の補助手段として、利用度が年々倍加する傾向をみることは喜ばしい現象であり、かつまた非常に貢献度の高い捜査方法として認識され、利用される機会が多くなったことは捜査方針の進展を物語るものです」

ここでは指紋と臭気がまったく同じように扱われており、いかにも臭気選別が科学的な正確性を有するかのように書かれている。しかし、警察犬の鼻の信用性、正確度に関する科学的な解明はまだなされていない。

外国では、警察犬が捜索や追跡、防衛には使用されているものの、物品選別や犯人と遺留品の特定にまで利用されているのはわが国だけである。しかも、犯人特定に警察庁が推奨している傾向は“警察犬によるデッチあげの恐怖”をいっそう高めている。

現代のお犬裁判の一例を紹介しよう。これは大学紛争が吹き荒れた当時の、ごくありふれたゲバ事件である。

一九七二年（昭47）二月十四日朝、京都市伏見区の竜谷大学深草学舎近くで、入試警備中の伏見署のパトカーに火炎ビンが投げられ炎上、逃げおくれた警察官一人が大やけどを負った。京都府警警備部は襲撃したメンバーが現場付近に残していったマスク、コート、上着、軍手など計二十数点を犯人の手がかりとして捜査した。

ちょうどこの日は入試の初日。竜谷大全学学費値上げ阻止共闘会議が「入試粉砕」を叫んでいたことから、同会議のメンバーの犯行ではないかとみた同警備部は、関係先から捜索して押収した下着や遺留品を警察犬によって臭気選別した。

この結果、三人の学生が凶器準備集合、公務執行妨害、傷害罪などでつぎつぎと逮捕された。三被告は警察での取調べで犯行をいったん認めたが以後否認。警察犬の臭気選別もいっさい認めず、六十回にわたる公判で、シロかクロか、「警察犬の鼻」が論争のマトになった。

この公判で争点になった、警察犬の物品選別の訓練のやり方はこうだ。

「担当者のハンカチと、なんにもニオイのついていないハンカチ数枚を選別台の上に並べ、担当者のハンカチをくわえてきたら『よしよし』とほめてやる。つぎの段階では、他の担当者などのニオイのついたハンカチ数枚の中に担当者のハンカチをまぜて選別台に並べ、担当者のハンカチを持ってこさせる」（広瀬正和『警察犬アルフ』）

この事件では、現場にあったマスク、コート、上着、軍手などの同一臭の臭

臭選別によって、三つのグループに選別して、犯人は三人いたことを割り出した。

逮捕した三人の学生と、このマスクやコートのニオイが一致するかどうかを警察犬で臭気選別した結果、一致したというのである。検察側は「警察犬の嗅覚は信用できる」として、臭気選別実験結果（検証、実況見分調書など八通）の証拠採用を裁判所に迫った。

竹本氏も前掲書で書いているが、現場に残っていた遺留品はポリ袋に完全密封し、臭気の拡散と変化をできるだけ防がなければ、日時の経過によってニオイが拡散してしまうことはいうまでもない。ところが、この事件では、遺留品は事件当日に採取されたが、一つ一つ密封もされず、一緒にダンボール箱に放りこまれていた。臭気判別が捜査方針にとりあげられたのは事件後三ヶ月たってからであり、臭気選別の実験は、二人については五ヶ月、一人は十ヶ月も経過した後であった。

このようなズサンな取扱いと、長期間経過した後での遺留品の臭気、体臭の変化から、実験の信頼性は当然薄くなるであろう。弁護側はこのような問題点を指摘して、次のように警察犬の信用性を否定した。

- ①臭気選別の実験テストでは、警視庁の使用している警察犬の中でナンバーワンの犬でも、選別の成功率は六七%で、正確性はきわめて低い。
- ②実験の手法についても未確立で、竹本氏の証言でも、予備テストの成績は本テストの正確性を判断する上で重要だが、その回数や正解率について守るべき基準はなく、犬の調子は訓練士がカンで判断するしかないなど、きわめていいかげんである。
- ③臭気選別は警察官による訓練士と警察犬が一体となって、いわば密室の中で行い、その正確性をチェックすることができない。また、同じように再現して正確であったかどうかを調べることもできない。
- ④被告人の肌着を原臭として、マスクの選別を実験しているが、マスクに付着した口臭（食物臭や腐敗臭が主体）と肌着の体臭とではまったく異なっており、実験の信用性に乏しい。

嗅覚の専門家は数少ないが、その一人の京都大医学部・岡田泰伸助手も、証人として、警察犬の信用性に疑問を投げかけた。

「犬は犬だけで嗅覚の識別や実験の結果を出さなくて、必ず訓練士、調教師というのがいて、それと一体で問題を解こうとするし、一体でないとは解けないという限界があります。たとえば、その訓練士が答えを知っている場合と知らない場合とでは、まったく実験結果に差が出てまいります。訓練士が答えを知っている場合の方が非常によく犬は答えます。嗅覚だけ、あるいは臭いだけに応答してその問題を解いたのかどうかについては、非常に疑問な場合が多いので

す」

こうして、激しい「警察犬の鼻」論争がつづいたのである。

一九七九年（昭 54）五月四日。京都地裁は警察犬を使つての臭気選別の検証を行った。十メートル離れた選別台にニオイのついた布を置き、警察犬に原臭をかがせ、くわえて訓練士のところまで持ち帰らせるというテストである。この結果、警察犬の正確さは一挙に失墜した。正解物一個を含んだ五個の物の中から正解物を一個選ぶ実験では、七回行って正解物をうまく選んだのが五回、違ったものを選んだのが一回、まったく何も選ばなかったのが一回という結果になった。また、正解物二個を含んだ五個の物の内から正解物を選ぶテストでは二回行い、二回とも何も選別しないという失敗に終わった。

この結果、京都地裁は一九八〇年二月六日、警察犬の臭気選別検査は正確性や信頼性に疑問があるとして、検察側の証拠申請を却下したのである。

これは警察犬を使つての捜査がエスカレートしているなかで、真正面から臭気選別を否定した初めてのケースとして関係者から注目された。

警察犬の鼻について、京都地裁はこう分析した。

- ①臭気の実体、構造、種別、嗅覚のメカニズムは、現在のところ、大部分が科学的に未解明で、ガス分析に広く活用されているガスクロマトグラフ装置の高性能の機器を応用しても、人間の体臭の分析や個人差の識別はできない。
- ②警察犬も生物である以上、臭気判別能力も季節、天候、気温、臭気判別を行う場所の雰囲気、体調により微妙に影響する。

「警察犬の個人臭識別能力に関して、一般的に承認し得るような科学的定説、実験データは存在せず、しかも、個々の警察犬によって判別能力の正解率に高低が生ずると解せられる以上、各検査の正確性や信頼性を判断することは困難である。しかも、結果の正確性について第三者による再鑑定などが困難であるので証拠能力はない」

京都地裁は右のような判断を示して、警察犬捜査の乱用に歯止めをかける決定を下した。しかし、これによって、警察犬捜査のエスカレートにストップがかかるだろうか。警察犬の能力をまつり上げるやり方に恐怖を覚えない人はいないであろう。

竜谷大事件の長沢正純弁護士は、「警察犬の鼻が優秀だという点はこちらも否定はしない。だから、追跡とか捜査に利用するのは結構だが、物証もないのに、警察犬が嗅いで臭いが一致したから犯人に間違いないのだという物品選定は、一種の冤罪狩りだ。しかも、警察の一方的な検査で、被告もわれわれ弁護側も正確性をチェックしようがなく、科学的捜査などではまったくない。時代に逆行するものだ」と、きびしく批判する。

科学的な正確さを持った鑑定だとするなら、被告側も同じように検証可能で、法廷でその正確さを十分説得力をもって証明できるものでなければならない。ところが、相手は犬である。犬を法廷で訊問するわけにはいかない。犬の判断が有罪の決め手になってはならないのである。

3 ポリグラフ検査の科学性

警察犬は比較的最近の問題だが、もっと深刻なのはポリグラフ検査である。日本の警察が自白強要の捜査を相変わらず続け、裁判所も人権無視をいかに容認しているか。それはポリグラフ検査を裁判所が証拠として認めていることに端的に象徴されている。

ポリグラフ検査の生みの親であるアメリカでさえ、一九二三年（当時は「ウソ発見器」程度のものであった）以来、裁判所は検査結果を証拠や供述の信用性などの証拠として使うのを排斥している。西ドイツでも、たとえ被疑者の同意があっても利用できないときびしく排除している。

ところが、わが国だけが「器械は間違わない」と、ポリグラフ検査を科学捜査の名で堂々と認めているのだ。憲法第三八条が明確に被告の黙否権を認めているにもかかわらず、アメリカ、西ドイツとわが国の裁判所の人権感覚の落差をはっきりと示している。

一九七九年（昭 54）八月。八海事件や加藤老事件の主任弁護士として知られる広島原田香留夫弁護士ら約二十人の法曹調査団が、ポリグラフ検査の発祥の地といわれるアメリカのバークレイ市警とポリグラフ検査の権威の I・H・スコールニック刑事学教授（カリフォルニア大学バークレイ校）を訪ねた。

バークレイ市警のラーソン博士が一九二六年に考案したポリグラフ検査は、血圧、脈搏、呼吸の三現象を同時に記録する装置で、ラーソンの協力者であるキラーが皮膚電気反射の装置をこれに組み合わせて完成したのである。

ところが、原田弁護士らの質問にたいして、意外な返事が返ってきた。現在バークレイ市警では、ポリグラフ検査はほとんど利用されていなかったのである。ヒックマン刑事課長はポリグラフの確実性の低さを指摘し「自分はポリグラフを信用していない。ただ無実の人を選び分ける役目には使えるのではないか」と答えた。調査団が、そんなに不確実なら無実の人を選び分けることもできないのではないかと質問すると、笑い出して、「ポリグラフが警察にどうして採用されたのかわからない。結局、政治家の圧力によるものと思う」と素直に話した、という。（原田香留夫「日本型冤罪の続発を阻むために」『法と民主主義』一九七九年十一月号）

このような怪しげな器械が、日本ではまったく当り前のように捜査の一環として組み込まれており、ほとんどの裁判官も疑ってみようともしていないのである。

ポリグラフ検査の原理とその装置は、次のようなものである。

大阪府警で二十年以上もポリグラフ検査専門に従事し、ウソ発見の神様といわれる大西一雄科学捜査研究所人文科長の『ポリグラフ検査捜査官のために』によると、

- ①犯人である者が犯行に関係した質問を受けると、この質問が彼の犯行の体験と結びついた情動反応を起こす。(条件反応説)
- ②人がウソをつく時、本当のことを答えようか、ウソを答えようか二つの相容れない感情が生じ、生理的混乱が起こる。(葛藤説)
- ③ウソをつくことに失敗すれば、自分にとって重大な結果を予期しなければならぬと思うことが情動反応を起こす。

ということになっている。ここでの情動反応や生理的混乱とは、呼吸や脈搏の乱れであり、冷汗や感情の生起による精神的発汗であり、これを的確にとらえる装置がポリグラフというわけである。

現在、各都道府県警察に採用されているポリグラフは、呼吸、皮膚電気反射、脈搏を同時に連続記録するものである。呼吸はゴム製の蛇管を胸部や腹部にとりつけ、皮膚電気反射は二本の指先に接着し、脈搏は上腕部に血圧帯をまきつけ、空気を入れてしめつけて測定する。

検査の方法は、質問(刺激)にたいして、どのような反応を起こすかをチェックするため、質問の仕方が重要になってくる。質問には緊張最高点質問法と対照質問法の二つがあり、わが国では前者が主に採用されている。これは数項目の質問の中に一つだけ、ウソの供述をしている者が反応をあらわす質問が組み込まれているものである。

例えば、ドロボウの被疑者にたいして侵入口を質問する場合、玄関、便所、勝手口など、六つの場所を並べて答えさせる。被疑者がすべて知らないと答えなくても、便所が侵入口ならば、この質問のところで緊張が高まり、反応が出るという仕組みである。素人目にも、ちょっと単純すぎる原理にうつるが、現にスクールニク教授も、「ポリグラフはウソをついても罪悪感を感じない人には勝てない」と、原田弁護士らにはっきりと声明している。警察庁などがポリグラフ検査の正確度を九五%、九九%としている点にたいしても、同教授は次のように反論している。

「このパーセンテージは彼らが検査した率だけがチェックされていること、第二に確認が自白、もしくは有罪判決によっているので、信用できない。……警

察でのポリグラフの使用の主な機能（目的）は被疑者を惑わす、すなわち『機械はウソをつかない』と信じこませることによって、自白を導くことにあるように思われる。ポリグラフ検査は、こういうものとして、その科学的な信頼性を判断することのできない人々にたいして用いられる」

この危惧はズバリと的中している。ポリグラフ検査が悪用されている例は少なくない。ポリグラフ検査がシロと出た場合でも、被疑者にそれを知らせず、「ポリグラフではお前が犯人と出たぞ。お前はウソを言ってるではないか。人はだませても機械はだませないぞ」と責めたてる。そうかと思えば、逆に、前もって捜査官が答え方を教えて、ポリグラフ検査の結果を巧妙に“クロ”に仕立て上げる手口もよくある。

一九七八年（昭 53）五月、強盗殺人事件で第一審の無罪がきまった四日市青果商殺し事件では、判決文で、ポリグラフ検査について、次のように指摘した。

「被告人に対して、事前予告も、したがってその承諾を得ることもないまま、ポリグラフ検査を実施した。右検査は全問にわたって判定可能な程度の反応は現れず、判定不能との結果が出た。なお、右検査に使用された緊張最高質問法による問題の中には、本件の強盗殺人の贓物である金八五万円の金種に関する問題も含まれており、これは①全部一万円②五〇万円が一万円札で三五万円が千円札③八〇万円が一万円札で五万円が新しい千円札④全部新しい一万円札⑤全部千円札であったかどうかを問うたものであった」

ポリグラフ検査は被検査者に告知と承諾を義務づけられており、このケースはその点でも違法であった。しかも、判定不能との結果が出たにもかかわらず、クロときめてかかった警察側は、身体障害者の被告を連日長時間にわたって正座させ、「早く自白したら、楽にさせてやる」と拷問を加えたのである。被告の F さんは苦痛に耐えかねて、ウソの自白をした。F さんは無念やる方ない表情で、私に次のように話した。

「金種については、ポリグラフの検査官が検査を始める前に、それとなく一万円札で八十万、千円札五十枚ということを教えてくれたんですよ。まったくデータメな検査で、こんなもので真偽がわかるはずはありません。とにかく検査といいながら、最初からクロときめてかかって、都合のいいものは残し、悪いものは責め立てて消していくという態度ですから……」

一九七八年（昭 53）三月、東京地裁で無罪になった都立富士高校放火事件でも、被告の K さんはポリグラフ検査についてこう話している。

「私も調書を作られる時に、現場と一致する事実をほとんど刑事から教えられました。『これはまずい』と思いましたが、結局、その事実を盛り込んで調書

が出来上がった。そこでポリグラフ検査があった時、質問の中で教えられた事実については『それは刑事たちに教えてもらった』と記入させて、調書に証拠として残るようにしました。

Kさんの場合は、いったん自供しているのに、さらにポリグラフ検査を行い、結局、明白な判定結果が出なかった。いらだった取調官は、Kさんが「もしかしたら現場に行っているのに行っていないと思うのは、脳梅毒にでもかかって記憶が喪失したのではないか」と真剣に思い悩むほどのすさまじい追及と取調べを重ねた。判決では、これらは警察の虚偽の追及だと認定された。

また同年二月に大阪高裁で無罪判決のあった窃盗事件の場合でも、判決はポリグラフを次のように批判している。

「そもそも、ポリグラフ検査は検査官の質問に対する被検査者の返事の真否が判断されることを内容とするに過ぎないのであるから、それだけで直ちに犯罪事実が証明されると考えるべきでなく、せいぜい被検査者の自白の信用性を高めたり、否認を虚偽と判断し、有望息識を認めてよいという資料に供せられる程度のものに過ぎない。……なお、本件のポリグラフ検査結果の正確さの度合については、原判決の過去の事件に関する統計的数字を根拠として結局九九%を超える高率があると説示して前記報告の証拠価値をきわめて高く評価するけれども、それはあくまで統計的確率を意味するに過ぎず、その基礎とされた個々の具体的事例が全く不詳であるから、そのような数字から前記報告書の証拠価値を評価するのはきわめて危険である。」

しかし、この判決などは、ポリグラフ検査が証拠として認められるようになって以来のわが国の刑事訴訟法の歴史のなかでは少数派の判決なのである。

ポリグラフ検査は物的証拠を中心とした現刑訴法の精神からいえば、否認している容疑者を物的証拠でつめようとせず、あくまで「お前はウソを言っている」と責めて自白をとっていく、戦前の自白偏重主義の焼き直しである。いいかえれば「器械は絶対に間違わない」と思い込ませて、心理的に被疑者を追いつめて自白をとる、巧妙な心理的拷問であろう。

大西氏は前掲書の冒頭で、「ポリグラフ検査は取調べ時における捜査官の『勘』の原理を科学的に利用して供述の真偽を確かめる技術である」と定義している。

これはまさしく、捜査官の本音を吐いたもので、捜査官のクロという「勘」を科学的と称する詐術で合理化しようというものである。もし、本当に科学的といえるものならば、ある一定の条件では不変的に同一の現象や答が現われなくてはならない。ウソという現象を、ウソを言うと緊張して精神的な乱れが生ずるという単純な解釈で検査する方法論も問題だが、その前警なる、被疑者は必ずウソをつくという「勘」、先入感や偏見のほうがよほど恐ろしい。

原田弁護士は、新美良純氏（元早大教授）会った記録を次のように書いている。新美医博はわが国で唯一のポリグラフ皮膚電気反射の科学的研究者で、警察庁のポリグラフ技術者養成講習会の講師も勤めていた。いわばポリグラフの権威である。「正確度についての信頼性は学界で承認されているのか」との原田弁護士の質問にたいして、新美博士はこう答えた。

「ポリグラフの有効性は、例えば手術できる患者とそうでない患者があるように、うそ発見器を使用できる者（場合）とそうでない者（場合）がある。うそ発見器の使用できる条件はなかなかむずかしい」

「皮膚電気反射では、たくさんの中から何人かの容疑者を選び出すスクリーニングには意味があるかも知れないが、一人の特定はできない」

「無実の人が犯罪者にされることを一番おそれています。特に現場において未熟な人がこの器械を使うのが一番危険だと思います。特に、現場で功をあげたり、圧力（精神的）をかけられた上で操作するような場合には……」（『法と民主主義』一九八〇年五月号）

警察犬もポリグラフ検査も、とうてい科学的と称されるものでなく、せいぜい実験段階である。いずれもアメリカで生まれたものだが、アメリカ、西ドイツなどで証拠に採用されていないのは、有効性が科学的に証明されていないからである。しかも警察側が密室の中で検査し、鑑定するものだけに、場合によっては警察に都合のいいようにすり変えられる危険性が多分にある。

この二、三年前から、再審で無罪が確定したり、再審開始になった事件（弘前事件、加藤老事件、米谷事件、財田川事件、免田事件、松山事件など）は、いずれも血痕の鑑定が間違っていたことがわかった。科学的捜査、法医学のなかでも、血液型の鑑定は歴史も古く、もっとも進んだ分野である。ポリグラフ検査、警察犬捜査などとは違い、折り紙つきの科学捜査、裁判証拠であった。しかも、法医学界の第一人者とされた古畑種基東大医学部教授の血痕鑑定が、信用性がないとしてしりぞけられたのである。弘前事件などは、古畑教授が九八・五％という確率を明示した鑑定が、のちに間違いであったことがわかった。

このような過去の苦い経験や反省が、ポリグラフ検査や警察犬捜査に生かされているであろうか。残念ながら、まったく逆の方向に進んでいることが、これまでに指摘した事実から浮かび上がってくるであろう。

とても科学の名に値しない警察犬やポリグラフ検査が、現代のような科学文明の発達した社会で、しかも、人を犯人にするかどうかの決定的に重要な場面に、科学に偽装された形で登場しているのである。そこに冤罪の恐怖が集約されてはいないだろうか。

（つづく）＜禁転載＞◎